

令和5年度第3回 旭川市パートナーシップ制度有識者会議 会議記録

日時	令和5年10月26日（木）18時30分～20時00分
場所	旭川市7条通10丁目 旭川市役所 第二庁舎3階 問診指導室
出席者	委員6名 浅野委員，今本委員，金子委員，川口委員，佐伯委員，靱岡委員（五十音順） 事務局4名 片岡女性活躍推進部長，松山女性活躍推進課長，藤田補佐，青木主査
欠席者	千葉委員，夢月委員
会議の公開・ 非公開	非公開
会議資料	<p>次第</p> <p>資料1 パートナーシップ宣誓制度取扱要綱（案）</p> <p>資料2 旭川市パートナーシップ制度の導入に伴う行政サービスの提供について（取りまとめ結果）</p> <p>資料3 旭川市パートナーシップ宣誓制度利用の手引き（案）</p> <p>資料4 運用開始に向けた周知について</p>

1 議題

(1) 要綱案の最終確認について

事務局から、資料1に基づき説明。

■委員からの意見要旨 ※〈 〉内は事務局の発言

- ・ 趣旨の2行目、「人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるまちの実現を目指し・・・」の「まち」は漢字で書くと「町」とか「街」になるが、ここの文言をどうするのかなど。このままでいいかなとは思いますが。
〈他の自治体でも、ひらがなの「まち」を使用しているところが多い。「地域」などいろいろなものを含めたニュアンスで「まち」としている。問題なければそのまま進めたいと思う。〉
- ・ 第7条の様式番号の部分に取り消し線があるのは訂正しているということか。
〈資料の訂正部分の消し忘れなのですぐに修正する。〉
- ・ 一応確認するが、第3条の2号は、市内への転入も場合も、一方又は双方が転入予定としている場合ということで良いか。
〈転入予定の場合も一方又は双方が転入予定で対象となる。〉

〈指摘のあった部分を訂正し、要綱については、様式を加えて確定させていきたいと思うが良
いか。〉
【一同賛同】

(2) パートナーシップ制度で利用できる行政サービスについて

事務局から、資料2に基づき説明。

■委員からの意見要旨 ※〈 〉内は事務局の発言

- ・ 市立病院における手術同意などが1月から提供可能ということで、基幹病院及び他の医療機関が対応可能であるか確認しているか。
〈確認はしていない〉
- ・ 周知が1月からということであと2か月しかない。市立病院だけ対応可能で、他が聞いていないという状況は良くないし、医師会を通じて、リーフレット発送の前に、パートナーシップ制度を導入したときに各医療機関で病状説明やカルテ開示の申請が可能かどうかを調査しないと非常に現場が混乱する。
基幹病院だけ確認すればいいということにはならず、医療安全とかカルテ管理に関することは非常にデリケートな問題なので、この段階でまだ他の医療機関に聞いていないという状況というのがとてもまずいと思う。
〈まだ制度が固まっていないこともあり、まずは内部と言うことで市立病院にのみ案の段階で確認したところである。〉
- ・ 「運用開始に向けた周知について」の中で、1月10日に発送予定とあるが、リーフレットを発送する前に、例えば理事会などに諮るべき。これは非常に大きな問題だと思う。
〈医師会とも相談をして、どうかたちで周知ができるのかというところの対応を考えたいと思う。〉
- ・ 配付の前に、全医療機関に聞くべきだと思う。
第1回の会議でも話したが、市立病院だけでいいという問題ではないので、有識者会議として、医療機関にこういう制度ができることになったがどうかということを知っていて、その中で、やるやらないというのは絶対にでてくると思うので。ここは非常に難しい問題だと思う。
- ・ 最終的には個別の病院の判断だと思うが、どの程度足並みを揃えないと医療提供に影響がでるのかわからないところはある。
- ・ 医療提供においては、同意と説明というのはすごく敏感な問題。
例えば、〇〇病院に自院の患者さんを送ったときも、いわゆるパートナーシップの関係ではないが、とても信頼できる生活パートナーで、その人を行かせて良いか聞いたところ、だめですと言われるような状況である。

市立病院がどうかはわからないが、他の病院は親族以外は受け付けていないという状況。

このことは、医療安全の根幹に関わる問題なので、まずは基幹病院だけではなく、全医療機関に意見を聞かないといけないと思う。

〈現状は、医療機関によって取扱は違うものなのか？〇〇病院はすごく近い人でも親族でないと一切受け付けないという現状があるようだが、他の病院であれば、親族でなくても良いというところはあるのか。〉

- ・ ほぼほぼない。後見人すら医療の同意書は書かない。

例えば認知症の人の場合、後見人は金銭のことは対応するが、医療行為の同意は入っていないとか。この、輸血とか手術の同意という事に関しては、すごく微妙なところ。

〈まったく身内がない時などはどうするのか。〉

- ・ ケースによると思うが、例えばケアマネとか、保護課のケースワーカーなどが対応すると思う。

- ・ その人が同意したことによって責任を問われることがないわけではないから、非常に微妙な問題。市営住宅の利用申込とか、そういうものとは全然次元が違うと思う。

例えば、市立病院の医療安全管理課というのはすごくいいチームだが、関わっている医師はぜんぜん知らないと思う。

だから、そのことも全部含めて周知してからじゃないと、リーフレットだけ配ったら大混乱になると思うので、まずはアンケートなどで聞いてからだと思う。

〈例えば、アンケートでできるところとできないところと両方回答が出てきた時に、全病院ができると言わないとやれないものなのだろうか。〉

- ・ それは各医療機関の判断だと思う。

多分、それぞれの医療安全とか、会議の中で決めないといけないと思うので。

〈それぞれの医療機関で決定するとして、事前に情報を伝えるべきということか。〉

- ・ 運用開始の周知について1月10日予定と決めているようだが、リーフレットを送付する前に、各病院に、こういう制度があったときにどうだろうという、アンケートをとらないといけないものなのではないだろうか。

〈今回、市立病院を挙げたのは、公立病院だからということで、他の自治体でも、公立病院については対応可能と公表しているところが多い。

民間の病院については、市から統一してくださいという話ができないので、あくまでもお願いベース。今回の考え方としては、市立病院については確定させて、民間病院については、それを踏まえて協力をお願いするというスタンスで周知するというもの。〉

- ・ 病状説明やカルテ開示の申請について、市立病院はこうなので他の病院についてはご検討くださいという事を、例えば、理事会であらかじめ挙げておいた方がいいと思う。アンケートも可能であれば。

そうすることで、少なくとも医師会関連のところには、リーフレットが届く前に、こうなっているということを伝えられる。

〈医師会とも相談させていただき、事前に入れるという方向で、タイミング等を確認し調整していきたいと思う。その上でリーフレットを配付する方向で進めていきたいと思う。〉

- ・ いま、委員が言われた事はすごく大事だなと思う。

- ・ このことに関しては、事前準備なくやってしまったら大混乱になると思う。

同意をしたときに、全てが幸せな転帰にはなれないので、不幸な転帰になったときに同意したのは誰ですかということになった責任はどの方も当然のことながら状況を明かさない。

病状説明の同意とか、特にカルテ開示をするということは、訴訟問題がかなり絡んでくるので、それを、パートナーがとなったときに、本当に法的な問題になってくるので、事前準備なくして周知はしないほうがいいと思う。

〈周知関係についてはしっかり準備をしていきたい。準備をしていく中で課題があれば、アドバイスをお願いしたいと思う。〉

議事の2番目については、頂いた御意見をもとに準備を進めていくということによろしいか。〉

【一同賛同】

(3) 利用の手引き（案）について

事務局から、資料3に基づき説明。

■委員からの意見要旨 ※〈 〉内は事務局の発言

- ・ 自治体間連携がちょっとわかりにくいかなと思うが、詳しくはお問合せくださいという事ならいいと思う。

受領カードなどのデザインは、1市8町同じなのか。

〈同じデザインである。〉

- ・ 11ページのQ7を見ると、「同性同士のカップルしか宣誓できませんか。」という問いに対して、同性同士に限定していないとある。

例えば、身体は男性だけど心は女性という方と、身体は女性だけど心は男性という方は、お互いマイノリティということになるので、そのお二人がパートナーシップを宣誓することも可能であるということか。

〈可能である。トランスジェンダーで同性愛のような組み合わせなどもでてくるのではないかとと思われる。〉

- ・ そういったことがあるから、限定していないということか。

〈道内の他の自治体も、想定しているのは同性カップルだと思うが、あえてそこは限定はしていない。〉

- ・ 他の自治体も同じということか。

〈全部かどうかはわからないが、他の自治体の多くは同じような考え方だと思う。〉

〈他の自治体でもこの問いを入れているところは多い。流れとしては、Q7とQ8がセットで、Q7で同性同士と限らないとはしつつも、Q8で、マイノリティ以外の事実婚は対象とならないという説明を入れている。〉

- ・ 法的効果がない制度であり、他の自治体も同様なので、ゆるい決め方に否定はしないが、委員もおっしゃっていた部分で、その方が性的マイノリティであるということの証明までは要しないと思うので、言ってみれば、自称すれば事実婚の方も宣誓できてしまう制度であるとは思う。

法的効果がなく、実際利用されている数も少ないし、善意に期待した制度だろうと思うので、あえてここは何か明記して場合分けして決めるまでではないのかなと思うが、もし、法的効果を持たせる場合には、ここは必ず使うところだとは思う。

〈宣誓書の裏面の確認欄に、要件に該当していますかというところにチェックをつける欄があり、そこにチェックをつけることで、要件を満たしているとしている。〉

- もしそれが嘘だったら、宣誓を無効にするということか。
 〈制度的にはそうなっている。〉
- ここは、この制度に反対したい方から何か言われるところかなと思うが、法的効果はないので問題はないと思う。
- 制度があれば必ず悪用する人はいるのかなと思う。
 人の善意に期待するというのではなく、制度を作ったときに良かれと思ったことが、かえって不利益になることも多々あるのが昨今なので、人の善意というのも難しいなと思う。
- 逆に、性的マイノリティの方を分類するっていうことが多分できないのでこうなっているような気はする。
- 同性同士のカップルしか宣誓できませんという記述をなくすのはどうか。ここにこだわる人は絶対に一定数いると思うので。
 LGBTQ というのが幅広い中で、同性同士のカップルとか異性とかいうとごちゃごちゃになるので、同性同士のカップルしか宣誓できませんかっていうクエスチョンはとってしまうというのはいかがでしょうか。
- それで Q8 は残すということで良いと思う。
- Q8 の事実婚は対象になりますかという問いに対してはできないとし、あとは善意でいいと思うが、Q7 の同性同士に限定していませんと言ったときにちょっとひっかかる。誤解をされるのではないかと。
 この部分をねじまげて、確認欄にチェックしてパートナーシップですと宣誓することも考えられるので、Q7 の文言はあえて書かないのが逆にいいんじゃないかと。Q8 は大事だと思う。
 〈実際に聞かれたら個別に回答するというので、QA から落とすというのもありかもしれない。〉
- その関係で言うと、リーフレットイメージで函館市の Q&A の「宣誓は同性カップルしかできないのですか」というところも気になったので、これはなくてもいいかもしれない。
 もし書くとすれば、事実婚関係はこの制度は利用できませんという表現で。
- こういうことを言ったら不謹慎になるかもしれないが、例えば、同性同士でなく、異性同士でそれぞれが性的マイノリティであれば普通婚もできるわけで、でも、その人たちも普通婚ではという考えの人もいるかもしれないので、それはケースバイケースだと思う。
 基本的には同性同士、絶対に普通婚はできないわけだから。そこに手を差し伸べるという考え方でいいのではないかと思う。
 〈皆様の御意見を踏まえ、11 ページの Q7 は削除をした上で進めたいと思う。〉

(4) 運用開始に向けた周知について

事務局から、資料4に基づき説明。

■委員からの意見要旨 ※〈 〉内は事務局の発言

- ・ 市民・事業者へのお願いで「カード等を提示された際に、2人の関係を本人の同意なく口外しないこと」とあるが、これは個人情報保護法など法的な扱いはどうなるのか。
例えば、同意なく口外しないという部分で、個人情報保護法で法的な責任は問われるものなのか。
- ・ 場合によってはプライバシー違反になることもあると思う。
婚姻されている方が夫婦だということとはまた別で、(カードの提示で)性的マイノリティであることも同時に公表してしまうということの意味の口外しないということをここでは多分書いていると思う。
法的な夫婦であることがプライバシー違反になるかというのは、一般的すぎてそこはならないと思うが、性的マイノリティでこういう証明を持っている方だということを公表してしまうと、プライバシー違反とか、あるいは、それによって精神的苦痛を受けたときに、憲法違反になる可能性はあり、訴訟になる可能性はあると思う。
- ・ どうして聞いたかと言うと、例えば手術の同意書にサインをしたときに、同意書のサインというのは医療機関であらゆる人の目に触れることになる。
それを見た人が、この人たちはそういうカップルなんだということを、医師や看護師は敏感だから話さないかもしれないが、他の人が話さない保証はないので。
サインした時点でその書類は公的書類となりいろいろなところをまわる。だから、同意なく口外しないということは非常に難しい。
- ・ その点は、その書類をその機関で見ることを本人が同意していると言えるのではないか。
だからそれは必要な場合として問題ないと思う。
それとは関係なく、雑談で、あの人たちはそういう関係だよ、こういう経緯で証明書持ってたよねというような事を、同僚や患者さんなどに言わないようにということなので、委員がお話されたようなことは大丈夫だと思う。
- ・ このリーフレットはお願いしたらいただけるものか。司法関係に配った方がいいかなと思うので。
〈これから印刷をかけるので、必要な枚数を言っていただければ対応可能。御協力いただければぜひお願いしたい。〉
- ・ 弁護士会のほか司法書士会、裁判所も家事事件で調停などに関係することもあると思うので配りたいと思う。300枚くらいいただければ、私の方で配るので。
このほか、私は関わりがないのだが、行政書士会にも市から配ったらいいかも。申

請に関係することもあるかもしれないので。

- ・ 先程の同意なく口外しないというのは大事だと思う。
せっかくこんないい制度になっているのに、そこから何か漏れていくようなことがあったりして、嫌な思いをすることがあってはならないと思うので、リーフレットの中にしっかり盛り込んでいただければ。
- ・ 一橋大アウトティング事件という、性的マイノリティであることを知った他の学生が口外してしまい、本人が自殺してしまったという痛ましい事件があった。
市民・事業者へのお願いの対象で、医療関係者は法律などしっかりしているのでそういうことは言わないと思うが、それ以外の事業者、あるいは大学などで、みだりに口外しないということについて、ここの書き方をどうするかはちょっと難しいと思うが、検討が必要かなと思う。
- ・ 強制はできないので、注意喚起程度ですよ。

- ・ 先程の異性カップルの場合の話で、函館市のリーフレットに「性自認と戸籍上の性別が異なるトランスジェンダーの方が、戸籍上は異性のパートナーの方と宣誓していただくことも可能です。」と書いてあるが、これはありえる事かもしれない。

我々第三者からすると、普通に結婚したらいいと考えるが、こういう事はありえるかもしれない。

かといってそれをあまり全面に出すと、先程のような話になるので、いっそのことこういう内容は書かない方がいいかもしれない。

- ・ 確かに Q&A はリーフレットに載せなくてもいいような気がする。法的効果がないというところは載せた方がいいと思う。
- ・ こういう事は確かにありえるので、ここの Q&A にあるような内容は上手に周知していただき、個別に役所が対応したらいいと思う。

- ・ リーフレット印刷は 5,000 部の予定とあったが、5,000 部では足りないのでは？

〈これから発注なので、必要部数を精査して対応する。〉

〈市民・事業者へのお願いの部分で、アウトティングの注意喚起の書き方については、しっかり重視して誤解のないようにしていきたいと思う。〉

また、QA についてもリーフレットには記載しない方向で、例えば、お気軽にお問い合わせくださいなど、わかるように記載したいと思う。〉

- ・ 難しいことを書かないで、単純に、「宣誓は同性同士に限りません。でもいいかもしれない。

〈周知については頂いた御意見を参考に調整をして進めたい。また、医療機関への周知に関する御意見については、早急に整理して医師会と調整したいと思う。〉

2 その他

全体を通しての委員からの意見

■委員からの意見要旨 ※〈 〉内は事務局の発言

〈議題以外で何か御意見があれば伺いたい。〉

- ・ リーフレットができれば改めて打合せさせていただきたい。
その他、メールアドレスを把握している企業にメールで案内し、市のホームページに誘導するようなことも協力ができればと考えている。
- ・ この会議で頂いている資料を人権擁護委員の関係で法務局とも共有している。
人権擁護委員の研修の資料にも使わせていただきたいと思います。
- ・ 施行まであと一息だと思えますのでよろしくお願いします。
私も制度の周知に努めたいと思う。
- ・ いろいろな方の御意見を伺ってとても参考になった。
学生には一生懸命教えているつもりだが、自分自身に偏見みたいなものはあるなと思っているところがあるので、こういう機会に勉強して、その事を他の人にも伝えなくてはいけないなと思った。
こういう制度が実際に運用になるというのは喜ばしいことなので、事務局の方は大変かと思うがよろしくお願いします。
- ・ 一から立ち上げる新しい制度で、事務局の方も大変だったと思う。
我々も、会議の中で議論し、もういいかなもういいかなと思っても、改めてみんなで深く話すところと細かい点がいろいろでてきたりもした。
本当に、何かひとつ立ち上げるというのは、しかもこういうすごくデリケートな問題なので大変だなと感じながらも私も勉強させていただいた。
私も、職場、そして子どもたちにいい方向に伝わるようになんとかがんばっていきたいと思う。